

# 寄附金税額控除について

## 寄附金控除の対象限度額

控除の計算	「寄附金-2,000円」×10%（県民税4%+村民税6%）を所得割から税額控除
控除対象限度額	総所得金額等の30%
適用額	2,000円を超える寄附金

## 対象となる寄附金

- 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- 都道府県共同募金会に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金
- 住民の福祉の増進に寄与するとして、各地方公共団体の条例で規定する寄付

## 対象となる寄附金

寄附金税額控除額=(1)基本控除額+(2)特例控除額(特例控除はふるさと納税のみ)

### (1) 基本控除額の算出方法

「対象となる寄附金の合計額 - 2,000円」×10%

※対象となる額は、総所得金額の30%までとなります。

### (2) 特例控除額の算出方法

ふるさと納税を行った場合は以下の金額が加算されます。

「地方公共団体に対する寄附金 - 2,000円」×(90% - 所得税の限界税率×1.021)

※特例控除額は、村・県民税(個人住民税)所得割額の20%が限度です。

所得税限界税率

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円から195万円以下	5%
195万円を超え330万円以下	10%
330万円を超え695万円以下	20%
695万円を超え900万円以下	23%
900万円を超え1,800万円以下	33%
1,800万円を超え4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%